

## 生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会設置要綱

### 1 目的

生活衛生関係対策事業費補助金に係る事業（以下「事業」という。）の外部評価の実施、評価結果の公開等により政策目的の達成状況の検証と事業の適切かつ効果的な実施を図り、事業成果を生活衛生関係営業の持続的な発展につなげるため、生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下に生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会（以下「審査・評価会」という。）を設置する。

### 2 構成

- (1) 審査・評価会は、構成員6名～10名以内で組織する。
- (2) 構成員は、学識経験のある者その他相当と認める者のうち、主として以下に掲げる識見を有する者から、厚生労働省健康局長が選任する。
  - 一 法制に関して識見を有する者
  - 二 中小企業の経営に関して識見を有する者
  - 三 公衆衛生の確保について識見を有する者
  - 四 生活衛生関係営業の振興に関して識見を有する者
  - 五 消費者の立場から識見を有する者
  - 六 政策評価について識見を有する者

### 3 座長

- (1) 審査・評価会に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を統括する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 4 会議

- (1) 審査・評価会は、必要のつど座長が招集する。
- (2) 審査・評価会は、2分の1以上の構成員の出席をもって開催する。
- (3) 審査・評価会の会議は、公開する。ただし、事業の審査、評価に係る審議については非公開とし、審査・評価終了後の適切な時期に、審査・評価の経過について、厚生労働省のホームページで公表する。
- (4) 審査・評価会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- (5) 審査・評価会の構成員は、自らが現在所属している機関の事業については、審査・評価しないものとする。

### 5 雑則

本要綱に定めるものの他、審査・評価会の運営に関して必要な事項は、座長が審査・評価会に諮って定めることとする。